

生駒市規則第 25 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 23 年 10 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 18 号）の施行期日は、平成 24 年 1 月 11 日とする。